

資料提供（投げ込み） 令和7年2月19日（水）	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所属	職・氏名
上下水道事業局 水道工務課 (電話059-237-5814)	水道工務課長 市川 浩司

津市水道事業における維持、修繕業務に係る 業務改善の取組について

水道事業における維持、修繕業務に係る業務改善の取組を別紙のとおり取りまとめました。

津市水道事業における維持、修繕業務に係る業務改善の取組

令和7年2月19日

津市上下水道事業管理者

はじめに

津市水道事業の給水装置及び配水施設の維持、修繕に係る業務（以下「維持、修繕業務」という。）に関する疑義や指摘を受けて、内部統制室の協力も得ながら調査を実施し、令和6年10月30日に「津市水道事業における維持、修繕業務に関する調査結果報告書」（以下、「報告書」という。）として判明した様々な課題・問題を含めて公表した。中でも、詐欺罪（刑法第246条）に該当する疑いがある事案については、報告書公表後に捜査当局での捜査が進められ、令和7年1月23日に維持、修繕業務を担当していた職員2名が詐欺容疑で逮捕され、同年2月12日には津地方検察庁が詐欺罪で起訴したことを見出し、さらに同日、この職員2名は、収賄容疑で再逮捕された。

このことは、職員個人に対するコンプライアンスの徹底が不十分であったことに加え、業務執行体制やチェック機能を欠いていたことなど、組織としての緩み、隙があったことが要因であると猛省している。適切な運営が強く求められる地方公営企業である水道事業を担う組織を管理する者としてこの事実を重く受け止め、服務規律の保持と内部統制の徹底を図ることはもとより、維持、修繕業務に関する様々な課題・問題を一つ一つ検証し、契約の在り方や業務執行体制を抜本的に見直すとともに、新たに組織としてのチェック体制を構築することにより、組織が一丸となって強い決意の下、業務改善及び犯罪事件の再発防止に全力で取り組んでいく。

1 詐欺及び贈収賄容疑での職員等の逮捕について

(1) 経過及び状況

維持、修繕業務に関して、特定の業者に優先的に工事を発注しているのではないかとの疑義を受け、令和6年6月から契約の状況等の事実確認を目的とした調査を開始し、令和元年度以降の約9千件の業務日報や施工写真などの関係書類の確認、関係職員からの聴き取りなどを実施した。なお、関係職員からの聴き取りについては、内部統制室の協力も得ながら、直接、維持、修繕業務に関わった職員、その上司や関係する職員を対象に実施した。

調査を行う中で、関係書類の中に不自然な施工写真を発見したことから、現場確認を行った職員に説明を求めたところ、そのうち「令和6年度の業務3件」について、職員が直営で修繕を実施したにもかかわらず、業者が実施した業務とすることを企図し、業者が実施した業務であると偽装させ

た上で業者に業務委託料を騙し取らせた事実を認め、また、業者の代表取締役もこの事実を認めたため、本市は、当該行為が詐欺罪に該当する疑いがあるとして、令和6年10月29日に津警察署に被害届を提出し、同日、この被害届は受理された。

その後、捜査当局の捜査により、本市が被害届を提出した「令和6年度の業務3件」以外にも、「令和5年度の業務7件」について同様の詐欺行為が判明したことから、令和7年1月20日に津警察署に当該7件に係る被害届を提出した。同月23日には、このうち「令和5年度の業務3件」に係る詐欺容疑で職員2名（うち1名は、本市が令和6年10月29日に提出した被害届の当事者とは別の職員）及び業者の代表取締役が逮捕され、令和7年2月12日に津地方検察庁が職員2名及び業者の代表取締役を詐欺罪で起訴した。

本件については、捜査当局での捜査が進められ、新たに、この職員2名が、業務を依頼する際の業者選定等について、特定業者が有利になるよう便宜を図り、当該業者の代表取締役からその謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、物品を賄賂として受け取った収賄被疑者として、代表取締役が贈賄被疑者として同年2月12日に再逮捕された。

(2) 職員の処分

令和7年2月12日に詐欺罪で起訴され、同日収賄容疑で再逮捕された職員2名の処分については、事実が明らかになり次第、必要な手続を経て厳正に行う。

なお、職員2名を管理監督する立場にあった職員、及びこの職員2名の他にも維持、修繕業務を実施する中で不適切な行為等が認められた場合の他の職員の処分についても、捜査状況等を踏まえて厳正に対応していく。

2 津市公正職務推進委員会による検証

維持、修繕業務に係る業務改善の取組については、令和6年10月30日に報告書を公表した以降も、上下水道事業局において、報告書で明らかにした課題・問題点の検証結果をもとに、契約の在り方、契約の前提となる仕様書等の見直し、業務執行体制や組織としてのチェック体制について検討を重ねてきた。これと並行して、報告書については、津市公正職務推進委員会に

による検証が進められ、令和7年1月30日付けで「津市水道事業における維持、修繕業務に関する調査報告書に対する意見について（通知）」（別添【参考資料1】）として意見書を受理したところである。この意見書では、「水道事業の維持、修繕業務に特化した専門業者で、受注してもらいやすかったという理由だけをもって、発注が極めて短期間に飛躍的に跳ね上がった状況は、理解しがたい」、また、特に外部の識見を有する方からの意見として、「今回の問題を組織全体の問題として捉え、二度とこのようなことを起こさないよう再発防止に取り組むという水道部局の姿勢が見えてこないと言わざるを得ない」、「これまでの業務執行体制を猛省し、問題点・課題点に真摯に向き合い、二度とこういった事案を生じさせないという強い決意の下、公正公平な業務の執行と市民の安心安全な水の供給の両立が確保できる再発防止を図られたい」など厳しい意見を受けたものである。

今回の業務改善の取組をまとめるにあたっては、この津市公正職務推進委員会からの意見とともに、捜査当局での捜査が進められる中で、新たに職員が収賄容疑で再逮捕されるという事態にまで至ったことを真摯に受け止め、深い反省のもと、維持、修繕業務に関し、二度とこういった事案を生じさせないという決意で、職員に対するコンプライアンス意識の徹底はもちろんのこと、業務改善及び組織としてのチェック体制等について一から検討を行い、業務改善策として取りまとめた。

3 維持修繕業務契約に係る業務改善の内容

本市においては、水道管の老朽化の進行に伴い、水道管の破損による漏水等が市内各地で発生し、その件数が年々増加傾向にある中、水道法第15条第2項では、「水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対して、常時水を供給しなければならない。」と規定されている。

維持、修繕業務は、この規定による給水義務を適切に果たすためのものであるが、報告書で公表したとおり、維持、修繕業務委託契約に係る業務仕様書等に基づく業務執行が適切に行われていなかつたこと及び技能員による業務の依頼行為を容認していたことにより特定の業者に業務の依頼が偏ることとなつた。また、建設業法等の法令に違反することを認識しないまま実施した業務もあった。維持、修繕業務を所掌する歴代の管理職職員がこれらを見過ごし、この運用を許し、職員2名が詐欺罪で起訴され、さらに収賄容疑で再逮捕される事態にまで至つたことは、組織全体に緩みがあった環境にも要

因があった。

維持、修繕業務の調査結果における検証、捜査当局の捜査により明らかとなつた事実を踏まえ、また、津市公正職務推進委員会からの意見も真摯に受け止め、適切に業務を執行するために、令和6年度内に改善した事項と合わせ、令和7年度の業務実施に向けて次のとおり業務改善に取り組む。

(1) 特定業者への業務依頼の偏り

【現状と要因の認識】

維持、修繕業務に関する調査において、業務の依頼件数や請負金額を検証したところ、事実として、特定業者への業務依頼の偏りがあった。特に、安芸事業所においては、単に特定業者には業務依頼を受けてもらいやすいという認識のもと、維持、修繕業務の範囲を拡大解釈して、現に漏水等が発生している箇所付近の布設替にとどまらず、以前から漏水等の多発を懸念していた区間における配水管の布設替までをも依頼していたことが、特定業者への業務依頼の偏りにつながった。

そして、贈収賄容疑での再逮捕により、当時水道工務課維持管理担当において修繕業務を担う技能員4名で構成する修繕班（以下、「修繕班」という。）であった技能員のうち2名が、業務を依頼する際の業者選定等において、特定業者が有利になるように便宜を図り、特定業者からその謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、物品を賄賂として受け取った疑いがあることが新たに判明した。

特定業者への業務依頼の偏りが発生した要因は、業務依頼の方法及び業務の執行管理における問題に加え、水道工務課管理職職員は、技能員に逸脱した裁量権を与え、令和5年9月にも技能員に注意はしたもの、その後も技能員による業務の依頼行為を容認してきたという組織としての甘さにあり、このことが詐欺及び贈収賄容疑での再逮捕に至る行為を許す隙を与えることになった。

業務依頼の方法については、水道工務課維持管理担当においては、津市水道指定事業者協同組合（以下「組合」という。）と維持、修繕業務の実施に向けた体制を整備するための修繕工事に係る待機業務委託契約を締結してきた。当該契約の前提となる仕様書において、通報を受理し組合員を選定する体制や現場調査実施後の流れ等について、発注者と受注者の役割

分担が明確に規定されていなかったことから、修繕班の技能員自らが組合に代わって修繕を実施する組合員の手配の一部を行っていた。本来、発注者である市が行うべきではない組合員の手配において、修繕を実施する組合員を選定するルールが明確でなかったため、実態として、技能員自らが組合員の他工事の請負状況等を勘案して、施工余力があると見込まれる組合員を選定していた。水道工務課管理職職員は、修繕業務が円滑に実施できることを優先し、技能員に逸脱した裁量権を与え、技能員による業務の依頼行為を容認し続けていた。このことが贈収賄に至る関係を形成させ、職員が収賄容疑で再逮捕されるという断じて許されない事態につながった。

また、安芸事業所においては、同所が作成した安芸地域内各地区の当番表に基づき、まず当番業者に連絡し、当番業者に断られた場合は次週の当番業者に連絡することとしていたが、当番業者及び次週の当番業者に断られた場合には、単に業務を受けてもらいやすい特定業者に安易に業務を依頼していた。安芸事業所には、維持、修繕業務を担当する技能員は配置されておらず、事業所事務所に常駐する技術職員らが一連の業務に従事していたため、組織としての意思決定をすべき技術職員が判断等を行っていたところであるが、当該職員らの知識、経験、認識が不足していた。

次に、維持、修繕業務の執行状況の管理については、「業務受付票」、「業務委託票」及び「業務完了報告票」からなる三連の複写様式を用いて行うこととなっていたが、各票の意義を理解せず、「業務完了報告票」を用いて費用を積算する際に各票をまとめて作成するという不適切な事務処理が常態化していた。このことにより、水道工務課管理職職員は、修繕完了後に受注者から提出される日報を確認する段階で、初めて業務の依頼先、依頼業務の内容及び金額等を知るのみで、業務の執行状況を管理できていなかった。また、毎月の業務執行状況を確認する中で、特定業者による業務が多い状態を認識しながらも、その理由等を深く調べることもなかったことにより、詐欺や贈収賄につながるような職員と事業者の不適切な関係性を見抜くことができなかつたものである。

なお、特定業者への発注の偏りについては、令和5年9月に受注者である組合から話があり、これを受けた水道工務課長は、維持、修繕業務に係る業者の選定・手配は組合で行うこととなっていることに注意するよう、同課担当者に周知し、その後、1か月程度は、組合による業者の選定・手配により、維持、修繕業務に係る業者の偏りに一定程度改善が見られたも

のの、その状態は長続きせず、水道利用者に迷惑をかけないようにとの思いから、本件の調査を開始するまで、再び、技能員が直接、修繕の依頼を行うことを容認してしまっていた。

【改善の取組】

服務規律の保持と内部統制の徹底を図り、再発防止に向けた取組を早急に断行する。

業務対象範囲を厳格化した上で、組合との契約を見直し、維持、修繕業務契約の前提となる仕様書を全面的に見直し、さらに、組織としてのチェック体制を確立することで、二度とこうした事態が起こることがないよう、制度を厳格に正しく運用する。

改善の取組事項は、後述するそれぞれの項目において記載する。

(2) 維持、修繕業務の実施方法

【実施方法の検証】

維持、修繕業務の実施方法については、津市公正職務推進委員会からも、「直営修繕を行っている自治体の事例なども参考にするなど、これまでの契約にとらわれることなく、多角的な視野を持って、最善の方法を検討されたい。」と意見をいただいた。

維持、修繕業務については、水道管の破損事故等に対して迅速な対応を行うためのものであり、他の多くの自治体においても本市と同様の業務委託が行われているが、一部の自治体においては、自治体職員が直営で水道管等の維持修繕を行っている場合もある。直営で水道管等の修繕業務を実施している自治体の状況の一例としては、年間約1,800件の修繕業務のうち約1,400件を直営で実施し、緊急度が低い修繕など約400件を業者に委託しているという自治体がある。当該自治体においては、約1,400件の修繕業務に対して、本市における技能員職に相当する現業職の職員を10人配置しているが、あらゆる水道管等の修繕業務に対応するためには専門的な知識や相当の経験が必要であるため担当職員の長期在籍は避けられず、少子化の進展により現業職に限らず自治体職員の採用が困難となっている中で、担当職員の高齢化が進み技術の伝承が懸念され、直営修繕に備えて建設機械や資機材を保有、維持していくなければならないなどの課題がある。

本市では全市域で2,000件を上回る修繕業務が発生している状況に

おいて、これを直営で実施することとした場合、少なくとも一例として挙げた自治体以上の担当職員が必要と考えられ、直ちに知識や経験を有するそれだけの人数の職員を確保し、建設機械や資機材を整備することは困難であり、直営による修繕業務の実施を選択することは現状として出来ないと判断した。このため、業務の効率性や費用対効果も踏まえ、当面の間は維持、修繕業務については、契約内容や契約の前提となる仕様書を見直した上で、業務委託契約により実施するが、将来においてはその時々の社会情勢に応じ、適切な実施方法を選択していく。

【契約の相手方の検証】

維持、修繕業務の実施においては、年間365日を通じて24時間昼夜を問わず、市内で同時に複数の水道管の破損等が発生した場合においても迅速な対応が可能な業務履行体制や資機材を有することが求められる中、津、久居及び香良洲地域については、津市水道事業指定給水装置工事事業者の指定を受けた複数の事業者で構成され、この体制が整備されている組合を業務委託契約の相手方とする。

また、安芸地域については、維持、修繕業務の契約締結業者が少なく、修繕等実施業者の選定に苦慮している状況を解消するため、これまでの契約締結業者資格条件から、「当該地域各地区内に事業所を有していること」又は「前年度において当該地域内の業務委託契約締結業者であること」を削除し、津市水道事業指定給水装置工事事業者で、津市競争入札参加資格名簿登載者及び同名簿登載者と同等の取り扱いが可能な市内本店業者のうち、安芸地域において当該業務の受注を希望する業者に拡大した上で、対応可能なそれぞれの修繕業者を業務委託契約の相手方とする。加えて、組合との契約において、契約の前提となる仕様書に、発注者が指示し組合が合意した場合には、組合が安芸地域での業務も実施できることを明記することで、組合によるバックアップ体制を構築し、適切かつ確実に維持、修繕業務が実施できる体制の整備を図る。

(3) 維持、修繕業務の対象範囲

【現状と要因の認識】

維持、修繕業務委託契約は、水道管の破損等への迅速な対応を目的としているにもかかわらず、業務対象範囲を厳格に判断せず、発注に係る事務手続き等が簡便であることや速やかな対応ができるなどを理由に業務対象

範囲を拡大解釈していたことにより、設計積算を行った上で競争入札により発注するべき一定区間の配水管の布設替など、本来の契約の目的に立ち返れば、当該業務の対象とすること自体が適切とは言い難いケースが含まれていた。このことが、今回の事態につながった要因でもある。

【改善の取組】

令和6年10月以降、維持、修繕業務契約の対象とする業務については、水道水への鉛成分の溶出が懸念され、計画的に取替を進めている鉛管の給水管である場合を除き、「断水や濁り水が発生している場合」、「漏水により道路陥没が発生している場合」などの緊急対応が必要な事案又は「通水はできているものの出水量が確保できていない場合」、「時間の経過により破損等が拡大する可能性が高い場合」などの迅速な対応が必要な事案における通水や通行確保といった必要最低限の部分修繕に限定するよう見直しを図ったところである。この対応により、緊急又は迅速な対応が不要な案件及び公道の舗装の本復旧は、維持、修繕業務とは別に発注することとした。

【改善点】

- ・維持、修繕業務の対象を、緊急又は迅速な対応が必要な修繕であって、必要最低限の部分修繕に限定する。

(4) 組合との契約

【現状と要因の認識】

これまで、組合とは維持、修繕業務委託契約と待機業務委託契約をそれぞれ締結してきた。待機業務委託契約については、受注者である組合が発注者からの維持、修繕業務の依頼に備えて、常時、通報を受け組合員を選定して速やかに現場調査を実施する体制を整備する業務であるにもかかわらず、契約の前提となる仕様書において、通報を受理し組合員を選定する体制や現場調査実施後の流れ等について、発注者と受注者の役割分担が明確に規定されていなかったこともあり、その結果、長年にわたる業務の中で、発注者と受注者である組合との間に馴れ合いの構図が形成され、発注者が組合に代わって現場調査を行い、直接、修繕業者に依頼するケースが生じ、これが今回の重大な事態を招いた要因につながったものである。

【改善の取組】

組合との契約にあたっては、当該業務契約の前提となる仕様書を一から見直し、待機業務は、維持、修繕業務の実施に備えて組合として体制を整備するための業務であり、維持、修繕業務と一体の業務として捉えることが本来の主旨であると判断したため、令和7年度においては、これまでの待機業務委託契約を維持、修繕業務に係る実施体制の整備から漏水等の発生現場の調査までの一連の業務と位置づけ、維持、修繕業務委託契約に統合し、待機業務委託契約は廃止することとする。加えて、新たな維持、修繕業務委託契約の前提となる仕様書においては、実施体制の整備として次順位を定めた修繕内容別の当番組合員計画表の作成、通報受理から現場確認、修繕業務実施後の業務完了報告までの業務内容を詳細に規定することで、発注者と受注者の役割分担の明確化を図る。

また、請負代金が500万円以上となる緊急事案に対応するため、組合との維持、修繕業務契約とは別に、建設業の許可を受けている組合員業者と、維持、修繕業務委託契約を締結することとする。

【改善点】

- ・仕様書を見直した上で、待機業務委託契約を廃止し、維持、修繕業務委託契約に統合する。

(5) 維持、修繕業務契約の前提となる仕様書と業務の流れ

維持、修繕業務の実施にあたり、通報から現場調査の流れ、現場調査の実施、修繕業務の依頼及び修繕実施業者の選定、業務完了後の確認などの業務運用上の流れについて、それぞれの現状と要因を検証し、次のとおり維持、修繕業務委託契約の前提となる仕様書の全面的な見直しを実施する。

(別添【参考資料2-1及び2-2】業務フロー)

ア 通報から現場調査までの流れ

【現状と要因の認識】

水道工務課維持管理担当では、これまで平日昼間に漏水等の通報を受けた場合は、修繕班の技能員が現場確認及び調査を実施した上で、止水栓不良等の簡易な修繕については、技能員自らが直営で修繕を行い、業者による修繕が必要な場合は、技能員自らが受注者である組合に現地の状況等を伝えながら修繕業務の依頼を行っていた。また、組合が修繕を

実施する組合員を見つけられない場合等は、技能員自らが修繕実施可能な組合員を選定し、業務を依頼していた。

本来、組織としての判断や意思決定をするべき修繕の依頼等の権限を技能員に与えていたこと、契約の前提となる仕様書に発注者と受注者の役割分担を明確に規定していなかったことから、受注者である組合が対応できる組合員が見つけられることを理由に、本来、組合で行うべき組合員の選定の一部を技能員が行っていたこと、通報を受けた際に、通報内容や処理の状況を組織として管理できていなかったことが、今回の重大な事態を招いた要因につながったものである。

【改善の取組】

令和7年度においては、全ての現場確認及び調査を組合が実施することとし、技能員による現場確認及び調査並びに直営修繕は廃止する。

また、維持、修繕業務は新たに設置する水道維持課調査・維持担当で分掌することとし、水道使用者等からの通報を受ける水道維持課、水道サービスセンター及び上下水道庁舎警備員において、通報内容を記録する「受付票」を統一様式で作成し、水道維持課が「受付票」を集約した上で、組合へ現場確認依頼を行うことで、組合への業務依頼窓口を一本化し、水道維持課において業務の依頼状況を完全に掌握できる体制に改める。

さらに、組合に対しては、発注者からの依頼を組合事務所で受けることができる体制の整備及び同日において複数の業務依頼があった場合に備えて、複数の組合員による対応が可能となる当番組合員計画表の作成及び提出を求め、受注者である組合が責任をもって現場確認を実施する業者を選定する仕組みに改める。

【改善点】

- ・通報は「受付票」で管理、組合へ依頼する窓口を一本化する。
- ・組合による修繕内容別当番組合員計画表の作成、提出、及び組合が責任をもって修繕実施予定組合員を決定する。

イ 現場調査の実施

【現状と要因の認識】

水道工務課維持管理担当では、これまで平日昼間に漏水等の通報を受

けた場合は、修繕班の技能員が現場確認及び調査を実施し、業者による修繕が必要な場合は、高度な修繕が必要な場合を除き、技能員自らが現地の状況等を伝えながら、直接、修繕内容等を含めた修繕業務の依頼を行っていた。

修繕依頼時の修繕範囲、修繕方法等を含めた修繕内容の判断は、技術職員が組織としての意思決定を前提として行うべきものであるところ、修繕班の技能員にその権限を与えていたことが、今回の重大な事態を招いた要因につながったものである。

【改善の取組】

令和7年度から水道維持課調査・維持担当では、平日昼間、夜間、休日を問わず、現場調査は全て組合により実施するものとし、現場調査を行った組合員に現場調査の結果を水道維持課技術職員に報告することを求め、報告を受けた水道維持課技術職員が、その場で対応可能な軽微な場合を除き現地を確認の上、組織として修繕範囲、修繕方法等の修繕内容を決定し、修繕実施組合員に対して修繕業務の実施依頼を行うことに改める。

安芸地域にあっては、令和7年度からこれまで安芸事業所が分掌していた維持、修繕業務を水道維持課に集約することにより、安芸地域からの通報を受けた場合は、水道維持課技術職員が現場調査を実施し、組織として修繕範囲、修繕方法等の修繕内容を決定した上で、修繕業務の実施依頼を行うこととする。

【改善点】

- ・平日、夜間、休日を問わず、組合が現場調査を実施する。
- ・技術職員が現場確認の上、修繕内容等を決定する。

ウ 修繕業務の依頼及び修繕実施業者等の選定

【現状と要因の認識】

水道工務課維持管理担当では、これまで平日昼間に漏水等の通報を受けた場合は、修繕班の技能員が現場確認及び調査を実施し、業者による修繕が必要な場合で、組合が修繕を実施する組合員を見つけられない場合等は、技能員自らが修繕実施可能な組合員を選定し、その経緯や理由等を記録に残すことなく直接、業務を依頼していた。この中で、今回の

贈収賄容疑での再逮捕に至る構図が形成されていった。

また、安芸事業所では、修繕業務を実施する業者の決定に至る記録が存在せず、特定業者に業務依頼が集中した理由を明確に説明できない状態であった。

さらに、本来なされるべき「業務受付票」、「業務委託票」及び「業務完了報告票」からなる三連の複写様式を用いた修繕の依頼を行う際に必要な事務手続きが形骸化され、組織として業務の執行管理が一切できていなかつたこと、修繕業務を依頼するにあたり、発注者である水道工務課維持管理担当と受注者である組合の双方が、業者間での業務依頼件数及び金額についての認識が甘く、安芸事業所においても、安易に業務を受けてもらえる業者に業務を依頼していた。業務依頼に係る手続きに問題があつたこと、組織として適切に執行状況を管理できていなかつたことが、特定業者への偏った業務依頼、ひいては贈収賄事件を発生させた要因である。

【改善の取組】

令和6年度における対応として、水道工務課維持管理担当では、所属職員に対してコンプライアンスの遵守を徹底するよう指導するとともに、業務の依頼時に必要な意思決定及び事務手続きとして、組合への業務依頼は、同担当の技術職員が「業務委託票」により行うことを徹底し、ネットワークサーバー上の業務管理表により、受付から業務完了までのデータ管理を行うよう改めた。また、組合専務理事に対して、修繕実施組合員の手配は組合において責任をもつて行うことなど、業務委託契約に基づいた業務履行の徹底を指示・確認し、以後の修繕実施組合員の手配は全て組合で実施されている。

安芸事業所では、業務依頼について説明責任を果たせるよう、業務依頼に係る経緯を記録した文書を保存することとした。

令和7年度においては、受注者である組合に対して、特定の組合員へ業務の依頼が偏らないよう、可能な限り組合員間で業務受注件数及び金額が均等になるように留意することを求めることとし、組合員の受注状況に著しい不均衡があった場合は、発注者として組合に説明を求めることができることを仕様書に規定する。

安芸地域については、業者により対応可能な修繕が異なることを踏まえ、地区別かつ修繕内容別の当番制度を構築した上で、新たに安芸地域

を所掌する水道維持課において当番表に基づき、順次、各業者に業務依頼を行うことを徹底し、可能な限り業者間の業務受注件数及び金額が均等になるように努めるとともに、業務依頼の経過を記録した文書保存を継続する。

【改善点】

- ・修繕実施組合員は、組合が責任をもって決定する。
- ・維持、修繕業務の状況をデータ管理する。
- ・組合との契約において、可能な限り組合員間での受注状況の均等に留意すること、受注状況に著しい不均衡があった場合は、発注者として組合に説明を求めることができることを仕様書に規定する。

エ 業務完了報告等の確認

【現状と要因の認識】

これまでの契約の前提となる仕様書には、業務完了時に組合を通じて修繕実施組合員から提出される日報に添付する完成写真、修繕状況写真の撮影方法等が明確に規定されていなかった。また、上記ウのとおり、修繕の依頼を行う際の必要な事務手続きが形骸化され、組織として修繕の執行管理が一切できていなかった。このことが、詐欺及び贈収賄の行為を許す隙を与えることにもなり、今回の事態を招いた要因につながったものである。

【改善の取組】

業務履行確認にあたり、直ちに出来形の確認に必要な写真をはじめとする関係資料の見直しが必要と判断したことから、令和6年度の対応として、出来形の確認が適切に行えるよう、修繕完了後に提出される日報に添付する完成写真、修繕状況写真の撮影方法等を特記仕様書に明記する契約変更を行うとともに、修繕依頼時に必要な事務手続きの徹底を図ったところである。

令和7年度においては、意図的な分割発注を疑われることのないよう、これまで1日単位の日報として作成し提出されていた完了書類を「業務委託票」単位で「業務報告書」として作成し提出する方法に改めるとともに、業務依頼時に作成した「業務受付票」と完了時に提出された「委

託業務実績報告書」を突合することにより、依頼した業務が確実に履行されているかを確認する。

さらに、組合に対しては、受注者である組合として、発注者からの全ての通報に対しどのような経緯で修繕実施組合員を選定したかがわかるよう、新たに、組合における修繕実施組合員の選定経過を記録した「調査業務連絡受付記録」を提出させることとする。

【改善点】

- ・出来形の確認に必要な写真等の関係資料の見直しを行う。
- ・業務完了報告を1日単位の日報単位から業務委託票単位に変更した上で「業務受付票」と「業務完了報告票」を突合確認する。
- ・組合に対して、修繕実施組合員の選定経過を記録した「調査業務連絡受付記録」の提出を仕様書に規定する。

(6) 業務関係法令の遵守

ア 業務担当職員の業務関連法令知識の習得

【現状と要因の認識】

維持、修繕業務に関する調査・検証において、事業者が建設業法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反する事実が判明した。これはひとえに業務担当者の業務関係法令に関する知識の不足と意識の欠如が原因であり、組織として職員に対する指導を徹底してこなかったことにあら。

【改善の取組】

この問題が発覚して以降、直ちに業務担当職員に対し業務関係法令の再確認及び法令遵守の徹底を命じた。令和7年度においては、業務担当職員が十分に業務関係法令の知識を習得できるよう、業務に関する実施対応マニュアルを作成するとともに、毎年度、関係法令を所管する部署から講師を招くなど、再発防止に向け職員研修を実施する。

【改善点】

- ・業務に関する実施対応マニュアルを作成し、職員研修を実施する。

イ 受注者の法令遵守指導

【現状と要因の認識】

維持、修繕業務に関する調査・検証により、受注者において、業務関係法令に関する知識の不足等から法令に違反する疑いがある事案が判明した。建設業法に違反する疑いがある事案としては、建設業の許可を受けていないにもかかわらず、結果として、修繕業務の請負代金の合計金額が500万円以上となっていたものであり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反する疑いがある事案については、組合と契約している維持、修繕業務の履行において、産業廃棄物の運搬の許可を受けていない組合員が産業廃棄物の運搬を含む業務を実施したこと、また、組合が産業廃棄物管理票を交付していなかったことである。

これは、受注者側の法律に関する理解の欠如と合わせて、発注者側の業務関係法令の理解不足により、適切な確認や指導ができていなかったことによる。

【改善の取組】

事実の判明を受け、直ちに受注者に対して、関係法令の理解及び遵守を求め、早急に適切な措置を講じるよう指導した。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の遵守のため、廃棄物を処理する際に必要となる産業廃棄物処理委託契約の写し及び産業廃棄物管理票等の提出又は提示を求めることを特記仕様書に明記した契約変更を締結した。なお、指導後においては、受注者において必要な手続きが適正に行われていることを確認している。

令和7年度においては、引き続き、受注者に対して関係法令の遵守を求めるとともに、水道維持課においても、業務委託契約締結時に受注者が業務履行に必要となる関係法令により定められた資格の所有状況を確認し、業務履行期間中も業務管理表を活用した適宜、適切な業務履行状況の確認を行うことで、再発防止に取り組む。

【改善点】

- ・産業廃棄物処理委託契約の写し及び産業廃棄物管理票等の提出又は提示を求め、仕様書に明記する。
- ・関係法令により定められた資格の所有状況を確認する。

4 組織としてのチェック体制

維持、修繕業務における諸問題の要因は、職員のコンプライアンス意識の徹底はもとより、契約上の問題に加え、組織としてのチェック体制が機能していなかつたことにほかならない。長年にわたり業務を管理監督すべき歴代の管理職職員は、現場が問題なく機能していたことを理由に現状に疑問すら持たず、水道管の維持修繕という業務の特殊性から、その知識及び経験を有していた修繕班の技能員に現場における修繕業者の決定や業務依頼などの一定の権限を与え続け、また、本来、行われるべき維持、修繕業務の対象業務の確認、業務依頼時や業務完了時に必要とされる事務手続きが形骸化されていたにもかかわらず、これを見逃してきた。

組織としてのチェック体制の確立については、津市公正職務推進委員会からの意見でも、「発注方法のみならず、組織体制の抜本的な見直し及び人事異動のあり方も含め、再発防止を図られたい。」との意見を受けたところである。

このため、水道施設の維持管理に係る適切な業務執行体制を再構築し、組織としてのチェック体制を確立するため、上下水道事業局及び上下水道管理局の分課及び分掌事務に関し必要な事項を定める「津市上下水道事業分課規程」を一から見直し、新たな組織体制の下で、二度とこのような問題を引き起こすことがないよう取組を進める。

(1) 新たな組織体制の構築

【現状と要因の認識】

維持、修繕業務に関して、様々な課題や問題が生じたことは、業務執行上の問題のみではなく、業務の執行管理を適切に行うことができなかった組織体制自体にも問題があった。

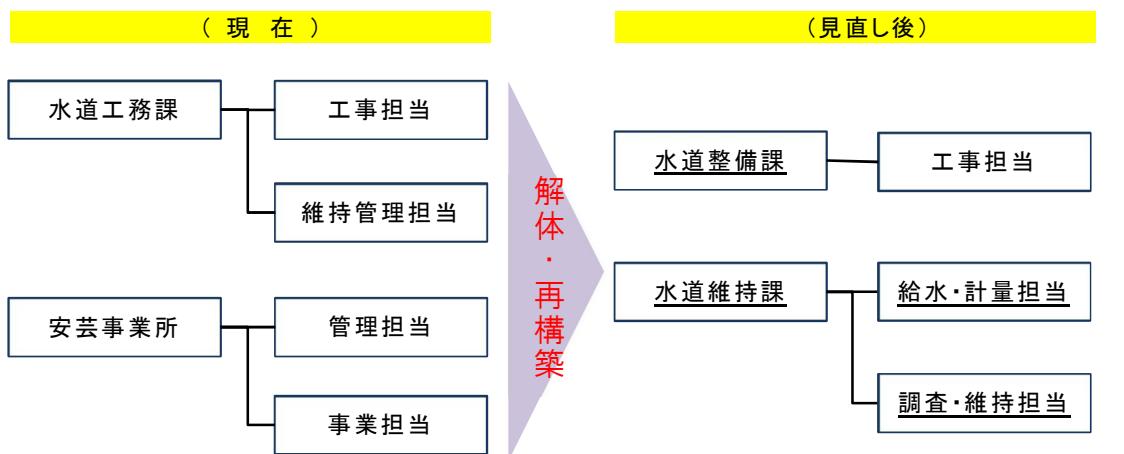
水道事業にあっては、耐震化を含む老朽化した水道管の更新・整備の推進が求められると同時に、給配水管の適切な維持管理により安定した給水を確保する必要がある。これまで、この更新・整備と維持管理を「水道工務課」として一人の課長の管理の下で進めてきたものであるが、これら水道管の整備の推進及び維持、修繕業務への早急な対応が求められている現状において、適正な執行と管理を図るために、現在の「水道工務課」を解体し、それぞれを独立した課長の管理の下で事業を進める新たな執行体制が必要であると判断した。また、その際、安芸地域に限定して給配水管

の維持管理業務等を担う「安芸事業所」の在り方についても、改めて検討する必要があると判断した。

【改善の取組】

令和7年度から、水道事業の適切な運営及び効率的な業務の推進を確実なものとするため、現行組織を解体して再構築することとする。

現在の「水道工務課」を廃止し、水管の更新、整備をさらに推進するため、新たに「水道整備課」を設置する。また、維持、修繕業務契約の適正な執行を図るため、新たに「水道維持課」を設置する。これらの組織の新設にあわせ、現行の「安芸事業所」は廃止し、同事業所の事業担当が分掌してきた安芸地域の維持、修繕業務を「水道維持課」に移し、安芸地域も含めた統一的な管理、業務執行体制を確立する。なお、安芸事業所の廃止に伴い、これまで安芸事業所の事業担当が担当していた浄水場、ポンプ場及び配水池の施設等の維持管理は、水道施設課施設担当が分掌し業務を継続する。



【改善点】

- ・現在の「水道工務課」「安芸事業所」を再編し、新たな組織として「水道整備課」「水道維持課」の2課体制とする。

※水道維持課

「給水・計量担当」は、水道工務課維持管理担当が分掌していた量水器等の維持管理及び給水工事の申込等の業務、並びに安芸事業所事業担当が分掌していた安芸地域の給水工事に関する業務を分掌する。

「調査・維持担当」は、水道工務課維持管理担当が分掌していた組合との維持、修繕業務契約及び給配水管等の埋設状況調査等の業務、並びに安芸事業所事業担当が分掌していた安芸地域の維持、修繕業務契約に関する業務を分掌する。

(2) 水道維持課の職員配置及び技能員の業務範囲の徹底等

【現状と要因の認識】

今回の問題は、技能員は、労務作業、工事及びそれに準ずる業務、技術上の事務に従事する職員として位置づけられている職種であるにもかかわらず、維持、修繕業務においては、修繕班の技能員が高度な知識や経験を有していることを理由に、本来、組織として判断や意思決定をするべき業者への修繕依頼や指示の権限まで技能員に与え、技能員の判断で完結させていたことにある。このような歪な状況を生み出し、詐欺罪及び収賄容疑での職員逮捕という事態にまで至った要因としては、水道使用者の生活に直結する水道管の調査・修繕業務に従事する技能員には、確かな知識や技能が求められ、その習得には時間を要するという業務の性格から、これまで、これら技能員の長期在籍を普通のこととして捉えてきたことにもある。

【改善の取組】

新たに設置する水道維持課においては、技術職の課長のもと、給水・計量担当として、量水器等の維持管理、給水工事の申込み等に従事する技術職及び事務職を4人配置し、調査・維持担当として、維持、修繕業務契約の事務のほか、給配水管等の埋設状況調査等に従事する技術職及び事務職を7人配置する。技能員については、水道メーターから蛇口までの宅地内の漏水調査、調査・維持担当の技術職員が行う現場確認の補助的業務、給配水管の埋設位置確認や立会いなど、本来の技能員の職務として必要となる6人を調査・維持担当に配置する。

また、当該業務にかかわらず、技能員間の技術の伝承を促進し、各職場における必要な知識・経験を備えた技能員の長期在籍の状態を改める。

【改善点】

- ・技能員の役割を明確化し、各職場における長期在籍の状態を改める。

(3) 業務執行に係る確認体制の新設

【現状と要因の認識】

詐欺行為が疑われる事案として令和6年10月29日に被害届を提出するに至ったのは、維持、修繕業務に関する疑義等を受けて実施した調査において、受注者から業務完了時に提出された関係書類を改めて確認したこ

とで発覚したことによる。このことは、水道工務課維持管理担当における業務完了時の書類審査が徹底されていなかったことなど、自らチェックし、改善・修正できるプロセスが欠如していたものである。

【改善の取組】

提出書類の審査及び修繕費用の積算に万全を期するため、令和7年度においては、水道維持課調査・維持担当で書類の審査及び費用積算を行った後に、下水道工務課維持管理担当の技術職員が改めて書類確認及び費用積算の検算を行うこととする。

また、特定業者に業務依頼が集中していた事実を受け、組合を受注者とする津、久居及び香良洲地域分の維持、修繕業務については、毎月、組合から提出される「委託業務実績報告書」、「調査業務集計表・調査業務連絡受付票」により、安芸地域分については、毎月、修繕実施業者から提出される「委託業務実績報告書」、水道維持課調査・維持担当で保存する「業務依頼に係る経緯を記録した文書」により、新たに配置する水道維持課長が一か月単位で業務の執行状況を一元管理・確認する。加えて、その結果を、上下水道管理局上下水道管理課長が検証することで、特定の業者に著しい業務依頼の偏り等を发生させない体制を構築する。なお、上下水道管理課長の検証において、理由なく業務依頼件数や金額に著しい偏りがあった場合は、上下水道管理局長から上下水道事業管理者に報告し、上下水道事業管理者が上下水道事業局長に是正を指示する。

【改善点】

- ・水道維持課による業務完了後の書類確認及び積算を下水道工務課が確認・検算する。また、業務の偏りについては上下水道管理局が毎月、検証する確認体制を新設する。

5 法令遵守・コンプライアンス意識の徹底

【現状と要因の認識】

水道事業において職員が詐欺罪で起訴され、さらに収賄容疑の被疑者として再逮捕されることとなった事態を招いたことについては、職員に対する公務員としてのコンプライアンス意識の徹底がなされていなかったことにはかならない。

もとよりコンプライアンスの遵守については、ことあるごとにその徹底が

指示されてきたところ、さらには、令和3年に「津市公正公平な市政の確保に関する条例」が制定され、あわせて津市職員が遵守すべき倫理原則をはじめ禁止行為等を規定した「津市公正公平な市政の確保に関する条例施行規則」が施行されるなど、全庁を挙げて職員の服務規律の保持に取り組んできた。

令和4年9月には、ボートレース事業部職員の収賄容疑での逮捕を受け、全課長級職員を対象に副市長、内部統制担当理事による「緊急研修」も実施された。市のコンプライアンス・服務規律に係る職員研修については、人事課による全ての各階層別研修のカリキュラム中で実施されており、令和6年度からは、内部統制室により、この研修をさらに充実するために対象者を絞った職位別の職員研修も実施され、上下水道事業に携わる職員についても市長部局職員と同様に、これらの研修を受講させてきた。

しかしながら、技能員を対象としたコンプライアンス・服務規律に係る職員研修については、入庁時の「新規採用職員研修」と担当副主幹に昇任した際の「新任担当副主幹研修」、技能員自らが受講を希望した内部統制室研修に限られ、事務職や技術職等と比較して受講の機会が少ない状況で、技能員に対するコンプライアンス意識の徹底は各職場に委ねられていた。

こうした状況の中で、上下水道事業を担当する組織として、職員、とりわけ技能員に対するコンプライアンス意識の徹底ができていなかった結果であり、上下水道事業管理者として深く反省するところである。

【改善の取組】

今回の問題に係る検証の結果や上下水道事業特有の状況を踏まえ、上下水道事業を担当する組織として、より具体的かつ職種や経験、役職、権限などの役割や現場事情に応じた研修などを実施することに加え、職場におけるコンプライアンスの意識の向上、職員の育成のための取組を行っていくとともに、上下水道事業管理者として、市としての、全ての技能員を対象としたコンプライアンス・服務規律に係る職員研修の実施を市長部局に求めていく。

【改善点】

- ・上下水道事業を担当する組織として、職種や経験、役職などの役割や現場事情に応じた研修などを実施する。

6 服務規律の保持と組織統制の確立に向けて

今回の問題については、詐欺罪で起訴、収賄罪で再逮捕された職員が長年

にわたり水道事業の修繕業務に従事する中で特定事業者代表取締役との関係が形成されていったことや、当該職員を管理監督するべき歴代の上司がこれら職員に実質的な裁量権を与え続けてきたことなどが要因となっており、維持、修繕業務の実施における手法だけでなく、組織体制にも問題があった。

背景として、水道事業がライフラインであり市民にとって欠くことのできないものであることや、事業をとりまく状況に甘え、大きな問題も発生していないなかったこともある、長年にわたって業務のやり方に疑問をもってこなった水道事業の環境があった。

組織として、上記の条例制定等を我がこととして捉え、それを機に業務を見直すなど、十分な自浄機能を維持できず、統制のとれた組織体制を保持できなかった組織の風土を深く反省するところであり、改めて組織としてのチェック体制を構築することと合わせて、相談しやすい風土づくりにも努め、組織統制が確立した組織として生まれ変わる覚悟である。

二度とこのような事案は起こさない、起こさせないとの決意のもと、今後はさらに、当該条例・施行規則における職員に対する職員倫理及び禁止行為等の認識の徹底により、服務規律の保持と組織統制の確立を図るとともに、前例踏襲、現状維持にとらわれることなく、常に業務の在り方を自問し、市民の安全な水道水の安定供給のため、真摯に事業を推進していく。

参考資料 1

令和 7 年 1 月 30 日

津市上下水道事業管理者 様

津市公正職務推進委員会

委員長 山下 佳寿

津市水道事業における維持、修繕業務に関する調査結果報告書に
に対する意見について（通知）

令和 6 年 10 月 30 日付け津市水道事業における維持、修繕業務に関する調
査結果報告書の内容について検証を行ったところ、別紙のとおり意見があつた
ため、これを送付します。

なお、特に識見を有する者 2 名から、厳しい意見があつたことを申し添えま
す。

事務担当 津市公正職務推進委員会
庶務担当（内部統制室内）
電話番号 059-229-3206

津市公正職務推進委員会からの意見

1 総括的意見

令和6年10月30日に公表された津市上下水道事業管理者による調査結果報告書では、修繕関係書類の調査や担当職員等からの聞き取りをもとに、一定の原因分析は行われているものの、第三者目線から見ると、何が問題であったかについて、説得力がないという印象を持たざるを得ない。

また、今回の問題を組織全体の問題として捉え、二度とこのような事態を起こさないよう再発防止に取り組むという上下水道部局の姿勢が見えてこないと言わざるを得ない。

今一度、市民目線に立って、何が原因で、どういった環境下において今回の問題が起きたのか、その背景をしっかりと把握し検証することが、有効な再発防止策の構築に繋がるものと考える。

そして何よりも重要なのは、上下水道部局が今回の事件を猛省し、そこから何を学び取り、二度とこのような事態を起こさない体制を構築し、市民の信頼回復に取り組むことにはかならない。

2 特定の事業者への発注の偏りについて

上下水道部局が、ライフラインである水道の安全・安定供給を優先することは理解できるが、新英工業株式会社（以下「新英工業」という。）が津市水道指定事業者協同組合（以下「組合」という。）に加入して以降、他の組合員の受注件数を超えて新英工業への発注が増えたのは事実である。このことについては、他の事業者に断られることもあった中、新英工業は、水道事業の維持、修繕業務などに特化した専門業者であり、修繕業務を受注してもらいやすかったという理由であったが、発注が極めて短期間に飛躍的に跳ね上がっている状況をみると、当該理由だけでは理解し難い。

発注者として、このような状況に至った原因や背景をしっかりと分析し、特定の事業者に著しい偏りが生じることをどう考えるのかも判断した上で、水道工務課所管、安芸事業所所管それぞれの今後の発注方法等を検討されたい。

3 事業の実施方法について

競争入札に付する時間的余裕がないなどといった事業の性質から、これまで水道工務課が組合と、安芸事業所が複数の事業者と契約を締結してきたこと及びその必要性は理解できるが、現在の事業の実施方法についての課題点を洗い出した上で、今後については、直営修繕を行っている自治体の事例なども参考にするなど、これまでの契約にとらわれることなく、多角的な視野を持って、上下水道部局として最善の方法を検討されたい。

4 維持、修繕業務の発注及び積算方法等について

維持、修繕業務の発注にあたっては、技能員の判断に任せて、本来なされるべき組織としての意思決定がなされていなかった。

たとえ緊急的な対応業務であったとしても、発注者として現場を確認、把握し、発注者が行うべきことと受注者が行うべきことを整理し、業務の範囲及び概算額を受注者に明確に示した上で発注すべきであり、当該業務に係る随意契約の業務範囲を明確化した仕様書によって発注を行う必要があったといえる。

また、現契約においては、修繕実施後に発注者が、いわば後追いでの積算を行っている。水道事業は利用者の料金負担で成り立っているものであり、今後、どのような方法で修繕を行い積算するにせよ、利用者に修繕額が適正な支出額であるという説明責任を果たせることが重要である。

5 組合との契約について

市内全域において、調査及び修繕の必要が生じる中、これまで水道工務課が所管する津、久居及び香良洲地域については、組合と待機業務委託契約及び維持、修繕業務委託契約を締結し、安芸事業所が所管する河芸、芸濃、美里及び安濃地域については、各事業者と個別に維持、修繕業務委託契約を締結していた。

組合との待機業務委託契約については、いつ発生するかわからない事案に対して、利用者に不便をかけないよう速やかに対応するため、組合員に待機を求める契約であり、その必要性については概ね理解はできるが、待機業務の履行内容や必要性を分析、精査し、その発注の目的を達成するには、今後、どういった手法を採用することが最も合理性をもって事案に速やかに対応できるのかを改めて検討されたい。

今後も組合との各契約を継続する場合は、その契約方法を採用した理由を説明した上で、発注者と受注者の責任や役割分担を明確に仕様書により規定するなど、今後、二度とこうしたことが起きないような契約方法及び契約内容の見直しを図られたい。

6 建設業法違反の疑いについて

建設業の許可を有しない事業者に500万円以上の維持、修繕業務の発注を行い、建設業法に違反する疑いがある事案が発生したことについて、発注者側の誤った認識とともに、日報が提出された後に発注者が積算を行うまで受注者には修繕代金がわからないといった仕組み自体に問題があったことは言うまでもない。

建設業法違反に該当するか否かは、同法を所管する機関への報告を行ったとのことであるが、今後、同法に違反することが判明した場合は、公共事業の発注者としても、適切に対応するとともに、今後は、事前に概算額を想定して発注を行うなど、二度とこうした事態が生じないよう未然防止を図られたい。

7 廃棄物の処理及び清掃に関する法違反の疑いについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法に定める、産業廃棄物の収集運搬の許可を受けていない事業者が産業廃棄物の運搬を含む業務を実施した事案が発生している。

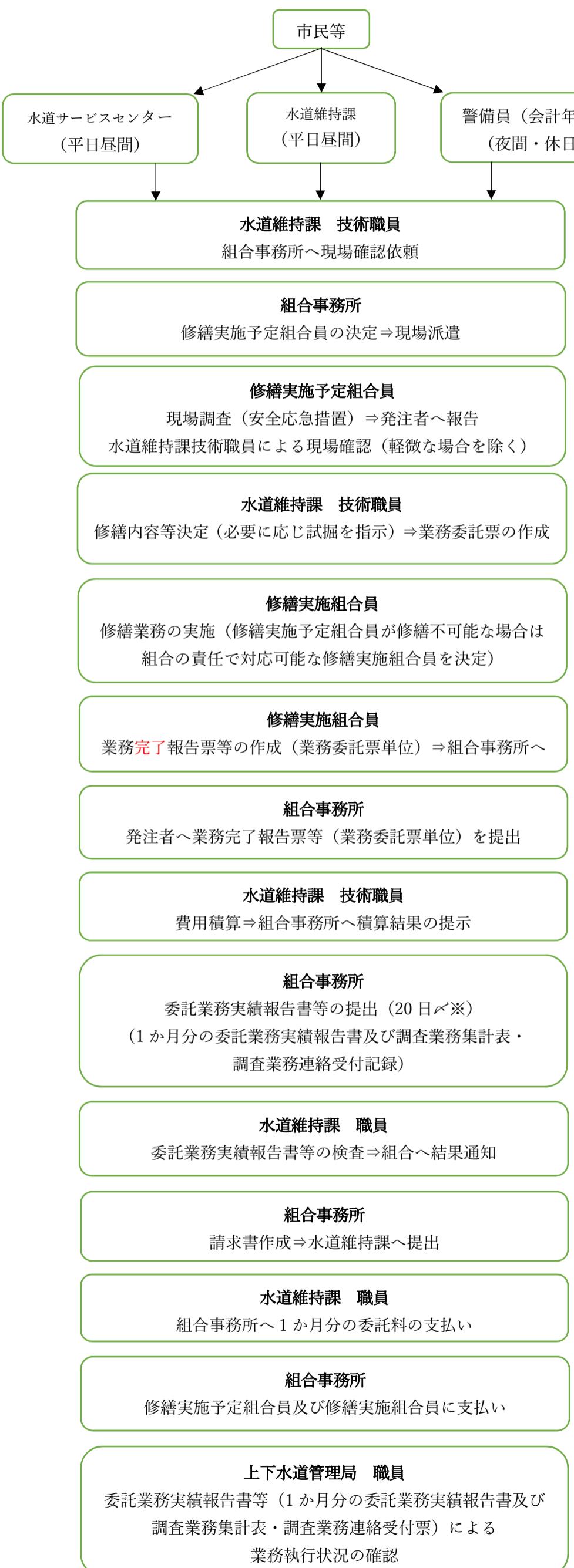
廃棄物の処理及び清掃に関する法違反に該当するか否かは、同法を所管する機関への報告を行ったとのことであるが、今後、同法に違反することが判明した場合は、公共事業の発注者としても、適切に対応するとともに、今後は、こうした事態が二度と生じないよう許可の確認の徹底を図るなど未然防止を図られたい。

8 おわりに

令和6年10月29日付で津市が「令和6年度分の3件の修繕」について被害届を提出し、その後の警察の捜査によって、「令和5年度分の3件の修繕」での詐欺容疑も明らかになり、令和7年1月23日に職員2名が被疑者として逮捕された。このことは、過去においても組織としての意思決定やチェック機能が働いていなかった結果であり、今回の事件の要因は、個々の

職員のコンプライアンス保持に問題があつたことのみならず、事件を許してしまつた組織体制にも問題があつたことであるといえる。

上下水道部局にあつては、これまでの業務執行体制を猛省し、調査結果から問題点・課題点を洗い出し、その問題点・課題点に真摯に向き合い、二度とこういった事案を生じさせないという強い決意の下、前例踏襲、現状維持にとらわれることなく、発注方法のみならず組織体制の抜本的な見直し及び人事異動のあり方も含め、公正公平な業務の執行と市民の安心安全な水の供給の両立が確保できる再発防止を図られたい。



【維持、修繕業務契約に係る主な業務改善】

(維持、修繕業務委託契約仕様書で組合の業務内容を明確に規定)

- ・組合は、平日夜間、休日に加え、平日昼間も対応
- ・津、久居及び香良洲地域を対象とするが、組合が合意した場合は、それ以外の地域も対応する（バックアップ）
- ・組合は、次順位を定めた計画表を修繕内容別に作成し発注者に提出
- ・通報を受けた水道維持課、水道サービスセンター及び警備員は「受付票」を作成

- ・水道維持課からの現場確認依頼を受けた組合が、修繕実施予定組合員を決定し、速やかに現場に組合員を派遣
- ・修繕実施予定組合員は現場調査後、必要に応じ安全応急措置実施し、調査結果を発注者に報告
- ・水道維持課技術職員が現場確認（軽微な場合は除く）
- ・水道維持課技術職員が修繕等の必要性を判断
- ・水道維持課技術職員が修繕実施予定組合員と修繕内容等を協議・決定（必要に応じ試掘を指示）
- ・水道維持課技術職員が「業務委託票」により修繕業務実施を指示（休日、夜間の軽微な修繕については口頭指示により、後日「業務委託票」を交付）
- ・修繕実施予定組合員が修繕業務を実施できない場合は、組合の責任で、修繕実施組合員を決定

- ・修繕実施組合員は、修繕業務完了後「業務委託票」單位で業務完了報告票等を作成の上、組合に提出（業務完了報告票、業務報告書、完成写真、修繕状況写真及びその他出来形確認に必要な資料を添付）

- ・組合は、「業務委託票」單位で業務完了報告票等の必要書類を水道維持課に提出
- ・水道維持課技術職員による費用積算
- ・水道維持課の積算結果を下水道工務課技術職員が確認の上、積算結果を組合に提示

- ・組合は、それぞれの修繕実施組合員の委託業務実績報告書を20日〆（※3月、4月は月末〆）で取りまとめ
- ・組合は、1か月分の委託業務実績報告書及び調査業務集計表・調査業務連絡受付記録を水道維持課に提出

- ・水道維持課による委託業務実績報告書等の検査、組合へ結果通知（委託業務実績報告書と「業務受付票」を突合）

- ・組合は、1か月分の請求書を作成し、水道維持課へ提出

- ・水道維持課は、1か月分の業務実施分の委託料の総額を組合に支払い

- ・組合は、各修繕実施予定組合員及び修繕実施組合員毎に委託料を支払い

- ・上下水道管理局職員による業務執行状況の検証
(修繕実施予定組合員及び修繕実施組合員の受注状況に著しい不均衡が見られた場合は、組合に対し説明を求める)



【維持、修繕業務契約に係る主な業務改善】

(維持、修繕業務委託契約仕様書に受注者の業務内容を明確に規定)

- ・安芸事業所を廃止し、安芸地域の維持、修繕業務契約を水道維持課において一元管理
- ・安芸地域(河芸、芸濃、安濃、美里)を対象とする
- ・契約締結業者資格条件を緩和し、安芸地域の受注希望業者を拡大した上で、次順位を定めた修繕内容別の修繕実施業者名簿を作成
- ・通報を受けた、水道維持課(旧安芸事業所からの転送含む)、水道サービスセンター及び警備員は「受付票」を作成
- ・水道維持課技術職員が速やかに現場調査を実施し、修繕等の必要性を判断
- ・水道維持課職員が修繕実施業者名簿から修繕実施予定業者を決定
- ・水道維持課技術職員が修繕実施予定業者と修繕内容等を協議・決定(必要に応じ試掘を指示)
- ・水道維持課技術職員が「業務委託票」により修繕業務実施を指示
- ・修繕実施予定業者が修繕業務を実施できない場合は、水道維持課が名簿から対応可能な修繕実施業者を決定
- ・修繕実施業者は、修繕業務完了後、「業務委託票」単位で業務完了報告票等を作成の上、水道維持課に提出(業務完了報告票、業務報告書、完成写真、修繕状況写真及びその他出来形確認に必要な資料を添付)
- ・水道維持課技術職員による費用積算
- ・水道維持課の積算結果を下水道工務課技術職員が確認の上、修繕実施業者に提示
- ・修繕実施業者は、委託業務実績報告書を20日〆(※3月、4月は月末〆)で取りまとめ、水道維持課へ提出
- ・水道維持課職員による委託業務実績報告書等の検査、修繕実施業者へ結果通知(委託業務実績報告書と「業務受付票」を窓口)
- ・修繕実施業者は、1か月分の請求書を作成し、水道維持課へ提出
- ・水道維持課は、1か月分の業務実施分の委託料の総額を修繕実施業者毎に支払い
- ・上下水道管理局職員による業務執行状況の検証(修繕実施業者の受注状況に著しい不均衡が見られた場合は、水道維持課に対し是正を指示する)